

●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は紹介により就職した求職者が入社後３か月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合に、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還します。

- | | | |
|-----|----------------------|--------|
| (1) | 入社後３０日以内に雇用契約が終了した場合 | 報酬×８０％ |
| (2) | 入社後６０日以内に雇用契約が終了した場合 | 報酬×５０％ |
| (3) | 入社後９０日以内に雇用契約が終了した場合 | 報酬×２０％ |

※入社後９０日以内とは、入社日を含む暦上の日数で数えるものとする。